平成２６年（フ）第１３２号
三重県津市一身田中野340番地
債務者　深谷　政幸
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２４３号
奈良市二条大路南５丁目２番21―412号
債務者　辻本　広明
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９９号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住８―12
債務者　川端　彩加
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３０号
広島市佐伯区利松３丁目13番８―７号
債務者　西　　亨
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４３号
広島市中区竹屋町３番23―902号
債務者　川希　好美
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６７２号
広島県廿日市市丸石１丁目12番１号
債務者　木坂　和則
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０４号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲2422番地２　県営新屋敷団地46号、前住所愛媛県西条市小松町新屋敷甲2422番地２　藍刈県営住宅59号
債務者　藤原　建二
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第２２号
高知県高岡郡中土佐町久礼5998番地　双名園
債務者　山﨑　友喜
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第４１号
福岡県八女市忠見69番地１グレースヴィラ・フジ202号
債務者　黒川　　浩
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第７号
長崎県対馬市厳原町中村579番地１
債務者　國分　光世
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
宮崎市田代町132番地　グラン宮崎307号、前住所宮崎市吾妻町164番地　グランビューあづま805号
債務者　小堀　　茂
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３９号
宮崎市大淀３丁目４番６号
債務者　杉田　大輔
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２６５号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目42番15号　四本アパート201号
債務者　増永貴美子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４０号
長野県伊那市荒井3059番地１　コーポ小林Ⅰ―７号
債務者　石川　　誠
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第５０号
長野県上伊那郡飯島町田切2825番地３
債務者　可児千代子（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第１９８号
兵庫県宝塚市中山荘園１番37―２―305号
債務者　前田　和明
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４２６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目52番14―609号
債務者　福田　絵美
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係